

(ご案内) チェーンソー使用の作業者の方へ

(令和2年8月1日以降、現行の特別教育修了証では
作業ができなくなります)

現在大径木、小径木分かれている特別教育が1つになり、科目が追加されますので追加講習(補講)が必要となります

【主な変更内容】

- ①胸高直径により区分されていた特別教育を統合する
- ②下肢切創防止保護具の着用を義務付け。
- ③受け口、追い口を必要とする伐木胸高直径が40cmから20cmに見直し。
- ④既存の教育を修了している場合は、新規程の科目を一部省略できる
⇒補講を受けることで、新規程の特別教育を修了したとみなされます

安衛則第36条 第8号 (平成31年2月14日 厚生労働省労働基準局長 基発0214第9号)



免除コースの対象者について

伐木の特別教育(安衛則第36条-8、第36条-8-2)を修了されている方

※第36条-8修了者は、2.5Hの補講ですが、当教習所では該当のコースを行いませんので、時間数の多い補講を受講するのをご了承していただける方

補講の科目と料金

科目	時間
1. 作業に関する知識	2時間
4. 関係法令	1時間
5. 伐木等の方法	2時間
講習料金(税込)	¥12,000

※詳細日程は
日程表を参照
ください。

上記金額にテキスト代・消費税込み

お問い合わせ先

株式会社 PEO建機教習センタ 山梨教習所

山梨県南アルプス市上今諏訪709

TEL055-284-3561 FAX055-284-3562